

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する
規程を公布する。

平成29年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第30号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広
域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 （略） <u>（条例第2条の4第2号の企業長が別に定 める場合）</u> <u>第3条の2 前条第2項の規定は、条例第 2条の4第2号の企業長が別に定める場 合について準用する。この場合において、 同項中「1歳到達日」とあるのは、「1 歳6か月到達日」と読み替えるものとし る。</u>	第3条 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。